

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月30日

住 所 北海道千歳市美々987番地22

事業者名 北海道エアポート株式会社

代表者名 代表取締役社長  
(役職名および氏名) 蒲生 猛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- |   |
|---|
| <p>1. 旅客施設及び車両等の整備に関する事項<br/>当社が管理する新千歳空港ターミナルビルは移動等円滑化基準に適合している。<br/>今後の利用実態等に鑑み、より高い水準でのバリアフリー化を検討していく。</p> <p>2. 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項<br/>総合案内所、航空会社、地上交通機関が連携して乗降支援を行っている。<br/>今後も関係機関と連携し対応を図っていく。<br/>情報提供及び教育訓練については、関係機関と協議し対応を検討していく。</p> |
|---|

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	適合済のため、措置なし。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設の維持管理	施設・設備等に不備がないよう日常的及び定期的な点検を行うとともに、計画的な修繕を行う。 また、適切な役務の提供がされるよう体制の確保に務める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
支援活動	航空会社・地上交通機関等と連携し、高齢者、障害者等の円滑な移動に資するよう支援していく。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
他機関との連携	関係機関と協議し対応を検討する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員の教育訓練の実施	航空会社とともに、「障がい者等のお客さまに関するコロナ禍の接遇方法の共有会」を実施予定。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
他機関との連携	関係機関と協議し対応を検討する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

空港利用者からのご意見等を踏まえ、改善を図っていく。
----------------------------

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	特記事項なし。	

## V 計画書の公表方法

新千歳空港ホームページの「CS(お客様満足)向上への取り組み」に掲載する。  
<http://www.new-chitose-airport.jp/ja/cs/>

## VI その他計画に関連する事項

特記事項なし。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。